

川崎市公告第193号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和8年1月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 宮前市民館総合施設舞台運営管理業務委託
(2) 履行場所 川崎市宮前区宮前平2-20-4 宮前市民館他
(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
(4) 業務内容 受付業務、舞台運営、施設・設備の保守管理、使用料の収納事務

2 入札参加者の資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
(2) 令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他」の種目「催物会場設営及びイベント運営・企画」及び「その他」に登録されていること。
(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(4) 過去5年間（令和2年度以降）で本市又は官公庁と類似委託業務の契約があり、かつ誠実に履行が完了した実績を有すること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布及び提出場所

〒216-0006 川崎市宮前区宮前平2-20-4
宮前市民館 3階事務室
電話（代表）044-888-3911
FAX 044-856-1436
E-Mail : 88miyasi@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月5日（木）までの午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで（ただし、1月31日（土）、2月1日（日）を除く。）

(3) 提出方法

持参とします。

(4) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 契約実績を確認できる契約書の写し等

4 入札説明書に関する事項

(1) 入札説明書の縦覧

ア 縦覧場所 3(1)競争入札参加申込書の配布場所

イ 縦覧期間 令和8年1月29日（木）から令和8年2月5日（木）まで

（1月31日（土）、2月1日（日）を除く。）

ウ 縦覧時間 午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

（2）競争入札参加申込書を提出した者には、無償で入札説明書を交付します。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和8年2月12日（木）午後5時までに令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに競争参加資格確認通知書を送付します。なお、メールアドレスの登録を行っていない場合は、FAXにより送付します。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先 3(1)と同じ

(2) 問合せ期間 令和8年2月12日（木）から令和8年2月17日（火）まで
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで（2月14日（土）、2月15日（日）、2月16日（月）を除く。）

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)に記載の受付に直接持参するか、FAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。また、FAX又は電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を3(1)記載の電話番号宛て連絡してください。

(4) 回答方法

令和8年2月19日（木）午後5時までに、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者（審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。）へFAX又は電子メールにて送付します。

7 競争参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続に関する事項

(1) 入札方法

- ア 入札は所定の入札書を持って行います。
- イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。
- ウ 入札書の提出方法は、持参のみとします。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年3月10日(火) 14時00分
- イ 場所 川崎市宮前区宮前平2-20-4 宮前市民館 3階視聴覚室

(3) 入札保証金は、免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続に関する事項

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

- ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
- イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書の作成 要

(3) 前払い金 無

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規程」において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (5) 当該の落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。